

放課後等デイサービス・児童発達支援の事業所さまへ

こども性暴力防止法（日本版DBS） 施行対応サポートパッケージ

対象者の整理、就業規則の改定、規程の整備、職員への説明、現職者の確認計画まで
施行日に間に合うよう、まとめてサポートします

施行日

2026年12月25日

新しく採用する職員は、業務を始める前に
確認します

義務の対象

児発・放デイ等

指定障害児通所支援の事業所は
義務の対象です

現職者の確認

3年以内に全員

期限は2029年12月24日
以後は5年ごとに再確認します

事業所に求められること

犯罪事実の確認

- こどもと接する職員の特定性犯罪の前科の有無を、
国の「こまろうシステム」で確認します
- 確認は内定後に行い、日本国籍の方で2週間～1か月ほど
かかります。結果は権限を決めて厳格に管理します。

安全確保の措置

- 面談などで早めに気づく体制と相談窓口を整え、
疑いがあるときの調査・保護の手順を決めます
- 職員研修を行い、就業規則や採用手順を見直します

6つの段階と役割分担

1 対象者の整理

職種ではなく実際の業務（一対一・送迎・見守り）で判断し、雇用形態は
問いません。事業所さまが整理し、当事務所が**対象者一覧**にまとめます

FUJITA担当

2 GビズID・事業者登録

パッケージ外です。まだの場合はグループの行政書士事務所をご紹介します

事業所さまのお手続き

3 規程・情報管理の整備

就業規則の改定、報告ルール・対応ルール、
情報管理規程（確認結果の保管と閲覧権限）

FUJITA担当

4 体制と研修

早めに気づく仕組み、相談窓口、調査・保護の手順。
研修資料・様式・記録の型をご用意します（こども家庭庁の教材を活用）

FUJITA担当

5 採用フローの変更

内定と確認を並行して進めます。
採用手順書・職員向け説明資料を作成します

FUJITA担当

6 現職者の確認計画

人数に応じて年度ごとに分け、**確認計画表**で期限と5年後の再確認を
管理します

FUJITA担当

今からのスケジュール

就業規則の改定があるため、10月中の着手がおすすめです

2026年10月

お申込み・対象者の整理

10～11月

規則・規程の案を作成

11月

意見聴取・届出・研修

12月中旬

システムの権限を設定

12月25日

施行・運用開始



料金とお申込み

施行対応サポートパッケージ

段階①・③・④・⑤・⑥の一式（1法人1事業所）

220,000 円（税抜）

税込 242,000円



加算・オプション

項目	内容	料金（税抜）
事業所の追加	2事業所目以降。様式の確認と整備を事業所ごとに行います	1事業所につき 20,000円
職員説明会ムービー	就業規則の改定内容を動画で分かりやすく解説します	50,000円
特急料金	施行日の1か月前（2026年11月25日）以降のお申込み	50,000円
顧問契約のない場合	顧問先以外は顧問契約を前提にお受けします。顧問契約を結ばない場合の加算です。	50,000円



料金の例

ケース	合計（税抜）	合計（税込）
顧問先・1事業所	220,000円	242,000円
顧問先・1事業所＋ムービー	270,000円	297,000円
顧問先・3事業所＋ムービー	310,000円	341,000円
顧問先以外（顧問契約なし）・1事業所・特急	320,000円	352,000円



職員説明会ムービー（オプション）

動画の内容

- 就業規則の改定内容を動画で分かりやすく解説します。さらに、日本版DBSへの対応についても、社労士の視点から必要な準備事項をご案内します。

ご利用のポイント

- シフト勤務で集まりにくい職員にも同じ内容を伝えられます
- 新しく入職した職員の研修にも繰り返し使えます



お申込みの流れ

STEP 1

お問い合わせ・
お申込み

STEP 2

初回打合せ
（オンライン可）

STEP 3

対象者の整理・
規程案の作成

STEP 4

意見聴取・届出・
職員説明

STEP 5

施行・運用開始

当事務所が作るのは、就業規則などの書類の作成・届出と、運用に必要な様式です。こまもろうシステムの操作や確認の申請は事業所様が行います。料金はすべて税抜表示で、消費税10%を別途いただきます。

FUJITA 社労士事務所

〒060-0907 札幌市東区北7条東3丁目28-32 井門札幌東ビル4F

TEL 011-299-2004

平日 8:30～17:30 FAX 011-702-4034

<https://fujita-human.com/>